

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条の15」を「第29条の16」に改める。

第29条の2中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請をしようとする者 構造計算適合性判定申請手数料

第29条の3第3項を削る。

第6章の2中第29条の15を第29条の16とし、第29条の14を第29条の15とし、第29条の13を第29条の14とする。

第29条の12中「、計画等を通知する際又は構造計算適合性判定を求めようとする際」を「又は計画等を通知する際」に改め、同条を第29条の13とする。

第29条の11を削る。

第29条の10中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第29条の12とする。

第29条の9中「第29条の5」を「第29条の6」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に、「第29条の9」を「第29条の11」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第29条の11とする。

第29条の8中「第29条の4」を「第29条の5」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第29条の8」を「第29条の10」に、「別表第2」を「別表第3」に、「第18条第18項」を「第18条第20項」に改め、同条を第29条の10とする。

第29条の7中「前項」とあるのは「第29条の7」を「前項」とあるのは「第29条の8」に改め、「と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条の7において読み替えて準用される前2項」と、「第6条第1項の規定による確認の申請」とあるのは「第18条第2項の規定による計画の通知」と、「同条第5項」とあるのは「同条第4項」と、「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」を削り、同条を第29条の8とし、同条の次に次の1条を加える。

（構造計算適合性判定通知手数料の額）

第29条の9 構造計算適合性判定通知手数料の額については、第29条の4の規定を準用する。この場合において、第29条の4の見出し中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と、同条中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と、「第6条の3第1項」とあるのは「第18条第4項」と、別表第2中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と読み替えるものとする。

第29条の6第3号中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第18条第4項の規定による計画の通知をし、構造計算適合性判定を求めようとする者 構造計算適合性判定通知手数料

第29条の6を第29条の7とする。

第29条の5第1項中「別表第3の1の表から3の表まで」を「別表第4の1の表から3の表まで」に改め、同条第2項中「別表第3の2の表」を「別表第4の2の表」に改め、同条を第29条の6とする。

第29条の4第1項中「別表第2の1の表から3の表まで」を「別表第3の1の表から3の表まで」に改め、同条第2項中「別表第2の2の表」を「別表第3の2の表」に改め、同条を第29条の5とする。

第29条の3の次に次の1条を加える。

(構造計算適合性判定申請手数料の額)

第29条の4 構造計算適合性判定申請手数料の額は、法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計について別表第2の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定めるとおりとする。

別表第1中「第29条の7」を「第29条の8」に改め、同表の4の表を削る。

別表第5を削る。

別表第4中「第29条の10」を「第29条の12」に改め、同表の1の項中「第7条の6第1項第1号」を「第7条の6第1項第1号若しくは第2号」に、「第18条第22項」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表の23の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同表の24の項中「第67条の2第9項第2号」を「第

67条の3第9項第2号」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3中「第29条の5、第29条の9」を「第29条の6、第29条の11」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2中「第29条の4、第29条の8」を「第29条の5、第29条の10」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第29条の4、第29条の9関係）

構造計算適合性判定申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	認定プログラムによる場合	認定プログラムによる場合以外の場合
200平方メートル以内のもの	1棟につき89,000円	1棟につき120,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき107,000円	1棟につき157,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき125,000円	1棟につき194,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき162,000円	1棟につき268,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき181,000円	1棟につき309,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき236,000円	1棟につき419,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき420,000円	1棟につき790,000円

備考

- 1 床面積の合計とは、構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計とする。
- 2 認定プログラムによる場合とは、法第20条第1項第2号イ又は第3号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめられた建築物の場合とする。
- 3 構造計算適合性判定申請手数料の額は、1棟ごとに床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。ただし、一の建築物であつても構造上別棟となる場合は、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理し、又は通知を受けたものから適用し、この条例の施行の日前に申請を受理し、又は通知を受けたものについては、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

構造計算適合性判定申請等に係る審査手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。